

## 一般社団法人日本医療薬学会の設立について

東京医科歯科大学医学部附属病院薬剤部

安原 真人

(一般社団法人日本医療薬学会副会頭)

新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日をもって、一般社団法人日本医療薬学会が設立されました。これにより、医療薬学会は従来の任意団体から法人格を取得した学術団体として活動を続けていくこととなりました。

一般社団法人日本医療薬学会は、その定款第 3 条において、「この法人は、医療薬学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、医療薬学の進歩及び普及を図り、もって我が国の学術文化の発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めています。この目的を達成するため、(1) 年会、学術集会の開催、(2) 学会誌「医療薬学」その他の医療薬学に関連する刊行物の発行、(3) 医療薬学及び関連科学並びに医療に関する研究の奨励及び表彰、(4) 認定薬剤師・指導薬剤師・研修施設等の認定、(5) 関連学術団体との連絡及び協力、(6) 国際的な研究協力の推進、(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業、を実施します。

今回の法人化により、設立以来の医療薬学会の学術活動の内容や方向性が変わるものではありません。しかしながら、一般社団法人として登記され法人格を得ることにより、本学会の活動は今まで以上に社会的に認知され、学術団体相互の連携・協力や関係官庁への提言等の実効性が高まるものと期待されます。このことは、本学会の主たる構成メンバーである薬剤師の活動を支援していく上でも意義あることと考えます。一方、法人の責任として、学会の事業内容や財務会計などの情報公開や社会への説明責任が増えますので、それに対する会員の負担増についても考慮する必要があります。

医療に対する社会の関心が高まる中で、保険・年金制度の破綻が懸念され、薬学教育 6 年制が進行するなど、薬剤師をめぐる環境は激変しつつあります。本学会は、医療の質と安全性を担保するための科学的基盤を構築し、医療薬学の発展を通して、会員の負託にこたえて行きますが、今回の法人化が本学会のさらなる活性化に結びつくことを強く希望します。

なお、今回の法人化は、北田光一会頭の強力なリーダーシップの下、乾賢一前会頭と大森栄総務担当理事の尽力と学会事務局の全面的な協力により実現に至ったことを申し添え、お礼を申し上げる次第です。